

# 三菱原子燃料株式会社の核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更 に関する審査結果

原規規発第 2402282 号  
令和 6 年 2 月 28 日  
原子力規制庁

## 1. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 6 年 1 月 22 日付け三原燃第 23-0573 号（以下「本申請」という。）をもって、三菱原子燃料株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 22 条第 1 項の規定に基づき申請された核燃料物質の加工の事業に係る保安規定変更認可申請書が、同条第 2 項第 1 号の規定による法第 13 条第 1 項若しくは第 16 条第 1 項の許可を受けたところ又は同条第 2 項の規定により届け出たところによるものでないことに該当するかどうか、法第 22 条第 2 項第 2 号に規定する核燃料物質による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。なお、同号に定める核燃料物質による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについては、加工施設における保安規定の審査基準（原管研発第 1311274 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定）。以下「審査基準」という。）を基に判断した。

審査の結果、本申請は、法第 22 条第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。なお、本審査結果においては、法令の規定等や申請書の内容について、必要に応じ、文章の要約、言い換え等を行っている。

## 2. 申請の概要

本申請においては、以下の内容について変更を行うとし、また、用語の修正等の記載の適正化がなされている。

- （1）保安管理組織の変更として、現行の生産管理部設備技術課に加えて、同部に施設技術課及び生産技術課を新設し、設備技術課が所掌していた業務を 3 課で分掌する。
- （2）平成 25 年に核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和 41 年総理府令第 37 号。以下「加工規則」という。）が改正され、同規則第 7 条の 8 の 2（加工施設の定期的な評価）第 1 項が削除されたことから、加工施設の定期的な評価（以下「定期評価」という。）に係る記載を削除する。

## 3. 審査の内容

### 3-1. 法第 22 条第 2 項第 1 号

規制庁は、本申請について、保安規定に定める組織及び職務に係る事項、品質マネ

ジメントシステム（以下「QMS」という。）に係る事項等が、加工事業の許可又は変更の許可（法の一部改正に伴う令和2年5月29日付けの届出を含む。）を受けた加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項等の内容と整合していることを確認したことから、加工事業の許可又は変更の許可を受けたところ等によるものでないことに該当しないと判断した。

### 3-2. 法第22条第2項第2号

規制庁は、本申請について、加工規則第8条第1項各号の規定を踏まえ、以下に掲げる事項等を確認したことから、災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

#### (1) 加工規則第8条第1項第2号（品質マネジメントシステム）

加工規則第8条第1項第2号に関する審査基準は、手順書等の保安規定上の位置付けに関することについて、要領書、手順書その他保安に関する文書を遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること等としている。

規制庁は、定期評価に係る記載については、加工規則の改正を踏まえて削除するのみであり、同規則第8条第1項第2号に関する審査基準を満足していることに影響を与えるものではないと判断した。

なお、新たに法第22条の7の2第1項に基づき実施する評価（安全性向上評価）については、既に規定されているQMSに係る規定に基づき実施されることを確認した。

#### (2) 加工規則第8条第1項第3号（加工施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織）

加工規則第8条第1項第3号に関する審査基準は、加工施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていることとしている。

規制庁は、現行の生産管理部設備技術課に加えて、同部に施設技術課及び生産技術課を新設し、設備技術課が所掌していた業務を3課で分掌し、それぞれの業務について各課長の職務として定められていることを確認したことから、加工規則第8条第1項第3号に関する審査基準を満足していると判断した。

なお、上記のほか、記載の適正化がなされた事項についても適切に反映されていることを確認した。